

みまもり エンディング サポート事業

SINCE 2023.10



本事業主体は、
社会福祉法人相模原市
社会福祉協議会です

事前に・準備 入院時の支援

緊急連絡先になってくれる
人がいない！
急な入院・退院手続き準備、
支払いをどうしよう？

備えて・あんしん 死後の葬儀・家財処分

大事な書類を家に置いておく
のは不安…
葬儀のこと、死後支払で迷惑を
かけたくない！

趣味は、いいひと
を見つけて王冠を
かぶせること

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会

相模原社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。
「みんなで支えあい 地域のちからが育む 人にやさしいまち さがみはら」の実現をめざし活動しています。

みまもりエンディングサポート事業とは？

どんなひとをサポート？

身寄りがなく一人で
暮らしている高齢者の方
を対象としています

どんなことをサポート？

「入院や施設に入るとき
の手続きのお手伝い」、
「亡くなった後の葬儀の
手配や対応」などを
支援します

どうやってサポート？

あらかじめ預託金
をお預かりし、そのお金
を使って必要な支援
を行います

利用できる対象の方は？

チェックしてみてね



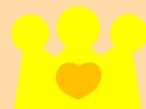
【お問合せ】

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター

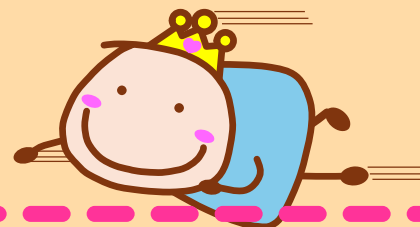
〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館2階

電話:042-756-5034 FAX:042-759-4382

※お問合せ時間は、月曜日～金曜日の9:00～17:00。(祝祭日は除く)



サービスの種類…



オプション

A

入退院等支援サービス

- ・入退院説明時の同席、主治医への情報提供や契約の立会い
- ・緊急に入院した際の指定された知人、関係者への連絡、必要物品のお届け
- ・預託金による入院費用の支払等

(注1) 平日9時～17時以外の時間及び土・日祝日における利用料は、別途加算された金額になります。
また、市外へ出張を伴う支援の場合、あじさい会館を起点とする公共交通機関の料金実費が加算されます。

【預託金】 50万円

※預託金は一括でのお預かりとなります

【利用料金】 (注1)

入退院時支援 3,000円/回

入所・転院時支援 6,000円/回

B

死後事務支援

- ・計画書に基づいた葬儀、火葬、納骨の手配
- ・自宅が賃貸物件の場合の家財処分
- ・死後の事務手続き

ア.官公庁等での手続き イ.公共サービスに関する手続き

ウ.賃貸住宅等に関する手続きの支払等

【預託金】 次の①～③の合計

①「葬儀・埋葬」の経費

②「家財残置物処分」の経費

③事務経費 10万円

※預託金は一括でのお預かりとなります

【利用料金】

家財処分見積額を除いた預託金の1割

書類等預かりサービス

(保管できる書類等)

年金証書、年金手帳、預貯金等の通帳、証書、
キャッシュカード、保険証書、土地家屋権利証、
はんこ、印鑑登録証 等

【利用料金】 1,000円/月

※当該月に1日でもお預かりがあれば利用料金がかかります

賃貸物件居住支援サービス

(賃貸物件に入居している場合)

- ・入居手続き、更新手続きの同席
- ・賃貸借契約に伴う緊急連絡先の登録
- ・安否確認等の連絡先への対応

【利用料金】 3,000円/回 (注1)

みまもりサービス

- ・定期的な電話と訪問による見守り
- ・日常生活の相談、情報提供および助言

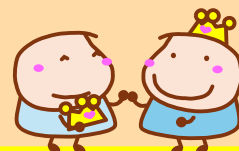
年度会費

12,000円

※年度会費は前納です。10月以降に契約の場合、
初回の年度会費は一律6,000円となります



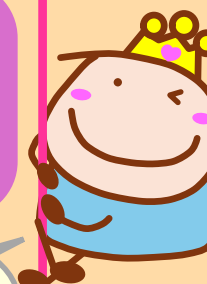
ご利用までの流れ…



見積りは、契約者が
自分でとります



公正証書遺言の
作成費用もかかる
かなあ…



① 相談受付

- 支援を希望される方は、相模原市社会福祉協議会(市社協)に連絡をしてください。
- 事業内容の説明を理解し、手続きを進めたい方には、申込書を送付します。

② 支援内容の検討

- 申込書に必要事項を記入後、市社協に連絡してください。
- 面接日を設定します。
- 個々の希望や状況に応じて、支援の方針やサービス内容を検討します。

③ 見積りの確保

死後事務支援の預託額を決めるために、
「葬儀・埋葬」の経費、
「家財残置物処分」の経費の
見積もりを取り寄せること
になります。

④ 引渡人の指定

- 相続人に該当する方を「引渡人」として指定していただきます。
- 引渡人から同意書を提出していただく必要があります。

※引渡人の指定ができない場合は、
公正証書遺言の作成が必要です
(別途費用がかかります)

⑤ 契約

最終的に必要な手続きや
確認が終わりましたら、
市社協と契約します。



※市民税(非)課税証明書、改製原戸籍、
医療サービスに関する要望の提出
していただきます

⑥ 預託金の振込

- 支援サービスの開始には預託金が必要となります。
- 市社協が指定する口座に振り込みをお願いします。

※年度会費の払い込みもあります